第 55 回公害紛争処理関係ブロック会議
第 49 回公害苦情相談員等ブロック会議

公害等調整委員会事務局

【１．会議の概要】

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国６ブロックで実施しています。

今年度は 10 月に開催された九州・沖縄、中国・四国、関東・甲信越・静岡の３ブロックに続き、11 月に東海・北陸ブロック会議を名古屋市で、北海道・東北ブロック会議を盛岡市で、近畿ブロック会議を和歌山市で開催しました。

構成として、前半は都道府県、市区町村両方が参加する合同会議、後半は都道府県と市区町村とに分かれ、都道府県が参加する公害紛争処理関係ブロック会議（以下「県会議」という。）と、市区町村職員が参加する公害苦情相談員等ブロック会議（以下「市会議」という。）を並行して開催いたしました。

合同会議の様子（公調委からの説明）

令和６年度ブロック会議開催状況

ブロック	開催地	日程
北海道・東北	岩手県盛岡市	11 月 15 日（金）
関東・甲信越・静岡	長野県長野市	10 月 24 日（木）・25 日（金）※
東海・北陸	愛知県名古屋市	11 月８日（金）
近畿	和歌山県和歌山市	11 月 22 日（金）
中国・四国	岡山県岡山市	10 月 18 日（金）
九州・沖縄	鹿児島県鹿児島市	10 月 10 日（木）・11 日（金）※

※２日目は「第 49 回公害苦情相談員等ブロック会議」のみ

【２．今年度における変更点】

今年度は「公害紛争処理制度の全体構想」（以下「全体構想」という。）を策定して初めてのブロック会議となります。このため、地方自治体の皆様に「全体構想」の理解を深めていただくため、合同会議で「全体構想」を詳細に説明しました。さらに都道府県職員の皆様に「全体構想」を推進していただく際の参考とするため、資料に「審査会に期待すること」を盛り込みました。

同じく都道府県の職員の皆様において調停の強みをイメージしていただくため、昨年度までは合同会議で行われていた公調委審査官からの公調委での職権調停の内容の詳細な説明を県会議において行いました。加えて、新たに「全体構想」に関する公調委と自治体の意見交換を実施しました。

また、ブロック会議の前に原則人口５万人以上の市を対象に「審査会を相談者に紹介しなかった理由」等についてアンケートを実施しました。アンケート結果を会議資料とした上で県会議ではその内容も踏まえて意見交換を実施し、市会議では回答の深掘りを行いました。

【３．合同会議】

説明者を昨年度の４名から２名に減らし、公調委から公害紛争処理制度と「全体構想」についての説明及び公害苦情相談アドバイザーからの講演が行われました。

大人数の会議であったこともあり質疑は少なかったものの、その後の県会議において、全体会議の公調委説明を踏まえた御発言も見られました。市会議においても、「全体会議における公調委説明において、対応できない案件を県審査会が積極的にくみ上げていくべきとする『全体構想』について初めて知った。これまで研修を何回か受けたが初めて聞いた。」旨の御発言もありました。

東海・北陸ブロック　合同会議の様子
（於　愛知県名古屋市）

【４．県会議】

都道府県が参加する公害紛争処理関係ブロック会議においては、公調委から「裁定手続における職権調停の活用について」の説明と都道府県公害審査会（公害審査委員候補者名簿を作成している県を含む。以下「県審査会」という。）の役割等についての意見交換が行われ、続いて参加している都道府県からの紛争処理事例の紹介や持ち寄り議題の意見交換が行われました。

職権調停については詳細な説明を行ったこともあり、昨年度に比して多くの御質問をいただきました。「県審査会では係属する案件が少

ないため、公調委で実際に行われた調停の事例説明が役に立った。」旨の御発言もありました。主な質問としては、①調停が行われた具体の事件に関連した質問、②「受諾勧告はどのような場合に行ったら良いのか」等の公害紛争処理制度についての質問等をいただきました。

近畿ブロック　県会議の様子
（於　和歌山県和歌山市）

○出席者の主な御発言等

- 市町や苦情相談者についてフォローできていると思っているが、県審査会にくみ上げられていない部分もあると考えている。
- 規制担当課が市町に相談会を実施していたが、今回、審査会担当課も出席して県審査会について説明した。市町で解決せずに県審査会で取り上げられるものがあれば、担当レベルで相談するようすすめた。
- 申請数が増加傾向にあり委員の負担が大きく、県審査会としては余裕がない状況である。そのため、今後、全体構想の推進で案件を受け入れるとなると、メリハリをきかせないと対応できなくなる懸念がある。
- 期日外に申請人や被申請人と電話やメールでやり取りしていくうちに、調停成立に向けて進んでいく例がある。調停というが、あまり構えてやらなくとも、自然体で人と人で話していく感じでやっていることが多い。

【５．市会議】

市区町村職員が参加する公害苦情相談員等ブロック会議においては、事例に関するグループ討議や意見交換が行われ、それぞれ活発な議論が行われました。

原則、全てのブロックにおいて、複数のグループに分かれてのグループワークが行われましたが、それぞれのグループ内で活発な意見交換が行われました。

開催市がグループワーク等に参加せず運営に専念しているブロックも複数ありましたが、他方、開催市の職員が各グループに１人ずつ配置され、議論を先導していたブロックもありました。

関東・甲信越・静岡ブロック　市会議の様子
（於　長野県長野市）

○市会議でのアンケート回答に対する深掘りの際の出席者の主な御発言等

- 相談者自らが申請者となることに気後れするケースが多い。また、職員も公害紛争処理制度の利用により生ずる負担額や申請に係る細かい手続について把握していないことから、制度の紹介はしても利用までは至らない。
- 県主催の研修としては規制や法律関係の研修が行われているが、公害苦情相談対応についての研修があるとよい。
- 市だけではなかなか解決できない案件については県に相談したいが、県ではあまり取り扱ったことがない、担当部局がよくわからない。あるいは担当部局がそもそも存在しないといったこともあり、相談を受けてもらえないことがある。
- 前例がないような苦情を受けたときに、県内の他の市町村がどのように対応しているか参考にしたかったが、そういった意見交換の機会がない。今回のブロック会議で事例として取り上げてもらえるので、是非意見を伺って帰りたい。

【6．終わりに】

今回の参加者アンケートにおいて、ブロック会議全般について「業務に役立った」「どちらかといえば役立った」と答えた割合が合計95.3%となりました。また、自由記載の意見においても「公害紛争処理制度と「全体構想」の説明、アドバイザーの講演がわかりやすくてよかった。」といった御意見も頂きました。

これらの評価をいただけたのも、開催県・市の皆様の御協力によるものです。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

公調委といたしましても、ブロック会議の場で頂戴した御意見、得られた知見を生かして今後の公害紛争処理業務に取り組んで参ります。

例といたしまして、令和７年２月に公調委としても市区町村の公害苦情相談の現状を一層把握するため公害苦情相談アドバイザーと公調委委員、公調委事務局との意見交換会を開催するとともに、令和７年３月に都道府県職員の皆様から御要望のありました「都道府県公害紛争処理マニュアル」を改訂しました。また、令和７年５月30日（金）に開催予定の第55回公害紛争処理連絡協議会において、県審査会の事例紹介とともに、「全体構想」に基づく取組等について都道府県の皆様から御発言いただくことを予定しております。これらも踏まえ、都道府県においても「全体構想」の推進に取り組んでいただければ幸いです。

都道府県、市区町村の皆様におかれましては、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

公害等調整委員会ホームページ内で、公害紛争処理や公害苦情相談の業務に携わる地方公共団体の皆様への情報提供を行っています。ブロック会議の予定や機関誌「ちょうせい」等についても随時更新していますので、ぜひ御活用ください。

「地方公共団体の皆様へ」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html